

東久留米市第二期データヘルス計画の経過報告

資料 10

データヘルス計画全体像

健康課題	優先する健康課題	健康課題の分類					対応する保健事業番号	目的	目標	評価項目	現状値 (R1末)	目標値					
		医療費	健診結果	生活習慣	地域環境	その他						2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
A ・一人当たり医療費（中分類別）は、腎不全が最も高額で、次いでその他の悪性新生物、大きな差がなく糖尿病となっている。 ・細小分類で医療費総点数をみると、慢性腎不全（透析あり）、糖尿病、が上位2つを常に占め、高血圧症も高い水準となっている。	●						2,3	・糖尿病重症化予防対策を行い、糖尿病性腎症の発症を予防する。 ・血糖値が受診勧奨レベルにある者に対して重点的に受診勧奨及びモニタリングを行う。	・新規に腎不全（透析あり）となる方の抑制 ・糖尿病性腎症の発症を予防するため糖尿病対象者を減らす。	(1)腎不全（透析あり）レセプトのある被保険者数の対前年度増減率 (2)要医療フォロー事業対象者の減少率	(1)-3.8% (2)20%	-	-	(1)-0.8% (2)25%	(1)±0 (1)±0 (2)20% (2)0%	(1)±0 (2)25%	(1)±0 (2)30%
B ・がん・糖尿病の一人当たり医療費は増加傾向。 ・50歳代後半から高血圧症、脂質異常症、糖尿病が顕著に増加する。 ・メタボ該当者、予備軍が増加している。 ・男性の「就寝前夕食」「朝食欠食」の割合が東京都、国と比較して高い。	●	●	●	●			1,2,4	・生活習慣病予防対策を強化し、糖尿病、高血圧、脂質異常症の発症を予防する。 ・若年層を中心とした啓発活動やメタボ対策プログラム（男性では食事、女性では運動に重点を置く）を実施。	・糖尿病、高血圧症、脂質異常症の一人当たり医療費の抑制 ・特定健診を受診する習慣を身につけ自身の健康管理に関心をもつ。 ・食事、運動などの生活習慣を改善し生活習慣病の発症を減らす。	(1)糖尿病、高血圧症、脂質異常症の一人当たり医療費の対前年度増減率（3疾病を合算し比較） (2)メタボ該当者の割合	(1)1.1% (2)17.1%	-	-	(1)-5.2% (2)19%	(1)1% (2)16% (2)11月に確定予定	(1)0.9% (2)15%	(1)0.8% (2)14%
C ・一人当たり医療費（中分類別）の第2位が「その他の悪性新生物」。 ・がんの一人当たり医療費は増加傾向で肺がんが最も高額であり、次いで大腸がん、乳がんが続く。 ・がん検診受診率の推移では、大腸がんを除き多摩部平均を下回っている。		●	●				4	・がん対策として特に肺がん、乳がんの予防に重点を置く。 ・肺がんについてはCOPD対策と合わせて禁煙のための啓発活動やプログラムを実施する。	・がんの早期発見、早期治療につなげ、がんによる死亡率を減らす	(1)がん検診の受診率 (2)精密検査受診率 (3)喫煙率	(1)(3)事業シート11参照 ※H30年度値 (2)胃80.3%、肺100%、大腸61%、子宮63.9%、乳73.4% ※H29年度値	-	-	(1)(3)事業シート参照 (2)胃88.7%、肺96.5%、大腸63.3%、子宮68.7%、乳85.7%	(1)(2)前年度値より増加 (3)前年度値より減少 (1)(3)事業シート参照 (2)受診勧奨中	(1)(2)前年度値より増加 (3)前年度値より減少	(1)(2)前年度値より増加 (3)前年度値より減少
D ・生活習慣病のリスクとして「血圧」の単独リスク因子が多い。 ・健診有所見者の男女ともに「HDL」「LDL」が東京都、国と比較して高い。	●	●	●				1,2,4	・被保険者の集団に対し、生活習慣病リスク軽減の働きかけを行う個別性の高いアプローチを実施する。	・脳血管疾患、虚血性心疾患の発症を予防するため高血圧、脂質異常対象者を減らす	(1)健診受診者の高血圧の割合（受診勧奨値） (2)健診受診者の脂質異常の割合（受診勧奨値）	(1)29.8% (2)28.7%	-	-	(1)26.5% (2)33.8%	(1)29.5% (2)28.5% (1)(2)11月に確定予定	(1)29.0% (2)28.0%	(1)28.5% (2)27.5%

番号	事業分類	事業名	新規	重点	事業シート
1	特定健康診査	特定健康診査		●	事業（1）
2	特定保健指導	特定保健指導			事業（2）
		特定保健指導参加のための環境づくり		●	事業（3）
		生活習慣病予防対策			事業（4）
		要医療者フォロー事業			事業（5）
3	重症化予防	糖尿病性腎症重症化予防事業			事業（6）
4	その他	ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進			事業（7）
		重複・頻回受診対策		●	事業（8）
		健康増進・サポート事業（ICTを活用した個別性の高い情報提供サービス）		●	事業（9）
		がん検診			事業（10）
		がん検診の受診率向上対策			事業（11）

1 特定健康診査

新規/継続		継続	重点事業								
事業の目的		40～74歳の国保被保険者の生活習慣病リスク確認、疾患の発見および健康意識向上									
実施内容		国の『標準的な健診・保健指導プログラム』に基づき、40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し特定健康診査を行う。個別健診のみで、健診実施月は6月から10月（11月は予備月）であり、誕生日ごとに決まっている。対象者には健診月の前月下旬に個別に健康診査票一式を個別送付し、委託先である東久留米市医師会実施医療機関で受診できる。受診後は改めて医療機関に結果説明を受けに行く。									
アウトカム	評価指標	評価対象	評価方法	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
	内臓脂肪症候群の該当者の割合	特定健診受診者における内臓脂肪症候群該当者数（人）／特定健康診査受診者数（人）	法定報告 特定健診・特定保健指導実施結果総括表	目標値				16.0%	15.0%	14.0%	
				実績値	15.5%	15.9%	17.1%	19.0%	11月に確定予定		
アウトプット	評価指標	評価対象	評価方法	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
	特定健康診査受診率	特定健康診査受診者数（人）／特定健康診査対象者数（人）	法定報告 特定健診・特定保健指導実施結果総括表	目標値		51%	51%	52%	53%	54%	
				実績値	50.7%	51.2%	51.0%	47.0%	47.8%（参考値）		
対象者	概要	40歳から74歳までの東久留米市国民健康保険の被保険者が対象。（第三期特定健康診査等実施計画より）									
	性・年齢										
	地区										
	その他										
	重点的対象者の設定										
ストラクチャー（体制）	概要	委託元である東久留米市健康課と、個別健診委託先である東久留米市医師会において健診実施体制の構築、連携を図る。									
	庁内	国民健康保険事業主管である保険年金課と特定健診・特定保健指導事業主管である健康課で連携									
	医師会	特定健康診査等業務を東久留米市医師会へ委託									
	健診機関	東久留米市医師会の医療機関（年度により実施機関数は変動）				34医療機関	34医療機関	33医療機関	33医療機関	健康づくり推進員	
	地域組織・団体										
	外部委託	健康診査票作成・封入封緘業務を民間事業者へ委託									
	他事業										
	その他										
効果的な事業にするための工夫	毎年、「特定健診等実施マニュアル」を作成し、特定健診開始前月に実施医療機関に向けた「特定健診等説明会」を実施する。特定健診・特定保健指導実施期間中は、月に1回程度、東久留米市医師会の公衆衛生担当理事と調整を行う。				実施	実施	新型コロナウイルス感染症の影響を受け説明会は中止。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け説明会は中止。	実施	実施	

プロセス (方法)	概要	【事務フロー】 特定健康診査の受診券は、保険者が対象者に対して個別に郵送します。対象者は、指定された期間内に受診券と被保険者証を持って、健診機関で特定健康診査を受診します。受診結果は、健診機関にて受け取ります。(右下図) (第三期特定健康診査等実施計画より)	・健診チラシの見直し ・受診体制の検討	・継続実施	・訪問健診の検討 ・集団健診の検討	・訪問健診の検討 →訪問健診を試行実施した。 ・集団健診の検討	・検討の結果見直し実施 ・若年層健診の検討	・検討の結果見直し実施 ・若年層健診の検討									
	周知方法	特定健康診査の必要性を理解してもらい、受診率が向上するように様々な方法で案内します。 ①個別に受診券を郵送します。 ②市の広報やホームページに掲載します。 ③関係機関(医療機関・薬局等)や集客力の高い場所に健診PRポスターを掲示します。 ④被保険者証を交付する際に案内を入れます。 ⑤健康増進事業と連携を図ります。 (第三期特定健康診査等実施計画より)	①第2期データヘルス計画の内容の一部掲載した内容とした。他、健康増進計画推進内容についても記載した。		①後期高齢者健康診査の質問票が見直されたことに伴い、特定健康診査と後期高齢者健康診査の案内をそれぞれ分け、より対象者に向けた的確な案内とした	①中間評価の内容を一部掲載した内容へ変更。											
	時期	毎年6月から10月の5か月間を誕生日で振り分けて行い、11月を未受診者の勧奨月として実施します。(第三期特定健康診査等実施計画より)			・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、健診実施時期を一部の医療機関で1か月延長	新型コロナウイルス感染症対策として、健診実施時期を6～11月(勧奨月12～2月)に拡大											
	場所	特定健康診査は、厚生労働省から示された手引書等により公開された健診機関の中から、東久留米市の実情を加味して選定した委託機関において実施します。(第三期特定健康診査等実施計画より)															
	その他	【健診結果の情報提供】 ・個別性を重視した健診結果説明を実施する。 ・健診結果説明パンフレットを充実する。 ・ICTを活用したわかりやすい情報提供に努める。 (第三期特定健康診査等実施計画より)			・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、健診結果を郵送可とした。	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、健診結果を郵送可とした。											
	効果的な事業にするための工夫	【特定健康診査の今後の取り組み】 以下のような方法を検討、実施し、特定健康診査の受診率の向上に取り組めます。(第三期特定健康診査等実施計画より)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取り組み項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未受診者対策</td> <td>継続受診率の向上とあわせ、はがきによる受診勧奨を実施する。</td> </tr> <tr> <td>継続受診率の向上</td> <td>健診受診者のうち、40歳代の約4割は翌年度受診していないため、継続受診を促すようにする。 ・はがきによる再受診勧奨を実施する。 ・医療機関において継続受診を勧奨する。</td> </tr> <tr> <td>健診を受けやすい体制づくり</td> <td>・本来の受診月に受診できなかった方を対象に健診予備月(11月)での受診ができることをよりわかりやすく周知していく。</td> </tr> <tr> <td>健診PRの拡大</td> <td>・スーパー、駅前等人の集まる場所でPRを実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	取り組み項目	内容	未受診者対策	継続受診率の向上とあわせ、はがきによる受診勧奨を実施する。	継続受診率の向上	健診受診者のうち、40歳代の約4割は翌年度受診していないため、継続受診を促すようにする。 ・はがきによる再受診勧奨を実施する。 ・医療機関において継続受診を勧奨する。	健診を受けやすい体制づくり	・本来の受診月に受診できなかった方を対象に健診予備月(11月)での受診ができることをよりわかりやすく周知していく。	健診PRの拡大	・スーパー、駅前等人の集まる場所でPRを実施する。	<p><未受診者対策> <継続受診率の向上> ・再勧奨ハガキを40歳代と50歳代の内容を分けて通知した。通知は、6月～10月の該当月に未受診だった方に10月上旬に勧奨し、11月の予備月に受診していただく。医療機関にはポスター掲示。</p> <p><健診を受けやすい体制づくり> ・健診受診時に健診票一式を忘れた場合でもスムーズに受診できるように、あらかじめ医療機関に白紙帳票を予備し、健康課に連絡の上受診できるように統一した。</p>	<p><未受診者対策> <継続受診率の向上> ・再勧奨ハガキの内容を1種類に戻し内容を内容を見直し通知した。通知時期は同様。医療機関のポスターは同様。</p>	<p><未受診者対策> <継続受診率の向上> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、再勧奨ハガキを中止。</p>	<p><未受診者対策> <継続受診率の向上> 11月下旬に40～64歳に対して勧奨ハガキを通知した。 ・40歳全員に年度末に翌年度のがん検診を含めた勧奨通知を発送した。</p>
取り組み項目	内容																
未受診者対策	継続受診率の向上とあわせ、はがきによる受診勧奨を実施する。																
継続受診率の向上	健診受診者のうち、40歳代の約4割は翌年度受診していないため、継続受診を促すようにする。 ・はがきによる再受診勧奨を実施する。 ・医療機関において継続受診を勧奨する。																
健診を受けやすい体制づくり	・本来の受診月に受診できなかった方を対象に健診予備月(11月)での受診ができることをよりわかりやすく周知していく。																
健診PRの拡大	・スーパー、駅前等人の集まる場所でPRを実施する。																

2 特定保健指導

(1) 特定保健指導

新規/継続		継続	重点事業									
事業の目的		特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い人の生活習慣改善										
実施内容		受診結果が、特定保健指導の判定値「積極的支援」「動機付け支援」に該当した方に利用勧奨を行い、申込のあった方に特定保健指導を行う。動機付け支援は、東久留米市医師会及び民間事業者で実施、積極的支援は、民間事業者及び東久留米市健康課で実施。なお、動機付け支援の結果説明時初回面接の実施は、東久留米市医師会で終了まで行う。積極的支援の結果説明時初回面接は東久留米市医師会で行うが、東久留米市健康課が引継ぎし終了まで行う。										
		評価指標	評価対象	評価方法	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
アウトカム		特定保健指導対象者の減少率	昨年度の特定保健指導利用者の今年度健診で特定保健指導の対象でなくなった者の数(人) / 昨年度の特定保健指導の利用者数(人)	法定報告 特定健診・特定保健指導実施結果総括表	目標値				18.0%	17.0%	16.0%	
					実績値	22.4%	21.3%	19.4%	16.1%	11月に確定予定		
アウトプット		特定保健指導実施率	特定保健指導の終了者数(人) / 特定保健指導の対象者数(人)	法定報告 特定健診・特定保健指導実施結果総括表	目標値		15.0%	17.0%	19.0%	21.0%	23.0%	
					実績値	10.8%	23.6%	18.1%	14.2%	13.9%(参考値)		
対象者	概要	【特定保健指導対象者の階層化】 特定健康診査の受診結果により、特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）に該当するかを判定するための階層化を行います。（第三期特定健康診査等実施計画より）										
	性・年齢											
	地区											
	その他の重点的対象者の設定											
ストラクチャー(体制)	概要	特定保健指導は、厚生労働省から示された手引き書類等により公開された特定保健指導実施機関の中から、東久留米市の実情を加味して選定した実施機関において実施します。対象者が2医療機関から選択できるように、東久留米市医師会と民間事業者へ委託している。										
	庁内	国民健康保険事業主管である保険年金課と特定健診・特定保健指導事業主管である健康課で連携										
	医師会	特定保健指導業務を東久留米市医師会へ委託										
	健診・特定保健指導機関	東久留米市医師会の医療機関（年度により実施機関数は変動）					9医療機関	8医療機関	6医療機関	6医療機関		
	地域組織・団体											
	外部委託	特定保健指導業務を民間事業者へ委託										
	他事業											
その他	特定保健指導対象者が参加できる集団講座の開催（食事・運動講座）健康課直営					実施	実施	実施	実施	実施	実施	
効果的な事業にするための工夫	・東久留米市医師会向けには「特定保健指導実施マニュアル」を作成し、「特定健診等説明会」を実施時に一緒に説明する。特定健診・特定保健指導実施期間中は、月に1回程度、東久留米市医師会の公衆衛生担当理事と調整を行う。 ・民間事業者と月1回調整を行う。					実施	実施	新型コロナウイルス感染症の影響を受け説明会は中止。	積極的支援の結果説明時初回面接を行った医療機関と引継ぎを密に行った。			

プロセス (方法)	概要	実施内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている内容とします。特定保健指導とは、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を導きだせるよう支援するものです。健康課題や優先順位を対象者と共に考え、行動目標を立てられるように実施します。(第三期特定健康診査等実施計画より)	・実施体制変更に伴う連携の強化	継続	継続	共通認識を図れるように情報共有・連携をした。	継続	継続					
	周知方法	・特定健診結果説明時に、健診結果表にて特定保健指導の判定にしたがって特定保健指導の案内チラシを渡してもらう ・対象者には封書で利用券を郵送。2機関の各特色がわかるように、チラシ作成を委託し同封 ・健診のご案内に特定保健指導についても周知	・特定保健指導の案内チラシを封筒に入れて渡していたが、目に留まるように封筒には入れずチラシの内容も工夫した										
	時期	特定保健指導(初回面接)は、7月から翌年3月までに実施します。(第三期特定健康診査等実施計画より) 特定健診受診日から、約1ヵ月～1ヵ月半で利用券発送。											
	場所	特定保健指導は、厚生労働省から示された手引き書類等により公開された特定保健指導実施機関の中から、東久留米市の実情を加味して選定した実施機関において実施します。(第三期特定健康診査等実施計画より)											
	その他												
	効果的な事業にするための工夫	<p>【特定保健指導の今後の取り組み】 以下のような方法について検討、実施し、特定保健指導の実施率、効果の向上に取り組めます。(第三期特定健康診査等実施計画より)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取り組み項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内方法の改善</td> <td>健診受診から保健指導案内までの期間短縮を図る。 ・医療機関での健診結果説明時に、保健指導の案内・予約の勧奨等の実施を検討する。 ・保健指導案内書類の見直し。</td> </tr> <tr> <td>参加のための環境づくり</td> <td>健診受診時の初回面接実施、初回面接と最終評価の別委託先による実施等も検討し、より保健指導に参加しやすい環境づくりに努める。</td> </tr> </tbody> </table>	取り組み項目	内 容	案内方法の改善	健診受診から保健指導案内までの期間短縮を図る。 ・医療機関での健診結果説明時に、保健指導の案内・予約の勧奨等の実施を検討する。 ・保健指導案内書類の見直し。	参加のための環境づくり	健診受診時の初回面接実施、初回面接と最終評価の別委託先による実施等も検討し、より保健指導に参加しやすい環境づくりに努める。	・東久留米市医師会では、第3期改定に伴う特定保健指導の研修を開催。健康課も参加し情報共有を行った。		・委託事業所との連携のため、評価表の使用。 ・東久留米市医師会実施医療機関において、健診結果説明時に動機付け支援の初回面接に加え、積極的支援の初回面接を開始。初回面接終了後は市健康課で引き継ぎとした。	・特定保健指導の未受診者に対して勧奨ハガキを送付した。 ・I C T面談の受付を開始した。	
取り組み項目	内 容												
案内方法の改善	健診受診から保健指導案内までの期間短縮を図る。 ・医療機関での健診結果説明時に、保健指導の案内・予約の勧奨等の実施を検討する。 ・保健指導案内書類の見直し。												
参加のための環境づくり	健診受診時の初回面接実施、初回面接と最終評価の別委託先による実施等も検討し、より保健指導に参加しやすい環境づくりに努める。												

2 特定保健指導

(2) 特定保健指導参加のための環境づくり

新規/継続	継続	重点事業	●								
事業の目的	特定保健指導実施率の向上										
実施内容	受診結果が、特定保健指導の判定値「積極的支援」「動機付け支援」に該当した方に利用勧奨を行い、申込のあった方に特定保健指導を行う。動機付け支援は、東久留米市医師会及び民間事業者で実施、積極的支援は、民間事業者及び東久留米市健康課で実施。なお、動機付け支援の結果説明時初回面接の実施は、東久留米市医師会で終了まで行う。積極的支援の結果説明時初回面接は東久留米市医師会で行うが、東久留米市健康課が引継ぎし終了まで行う。										
アウトカム	評価指標	評価対象	評価方法	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
アウトカム	特定保健指導対象者の減少率	昨年度の特定保健指導利用者の今年度健診で特定保健指導の対象でなくなった者の数(人) / 昨年度の特定保健指導の利用者数(人)	法定報告 特定健診・特定保健指導実施結果総括表	目標値				18.0%	17.0%	16.0%	
				実績値	22.4%	21.3%	19.4%	16.1%	11月に確定予定		
アウトプット	特定保健指導実施率	特定保健指導の終了者数(人) / 特定保健指導の対象者数(人)	法定報告 特定健診・特定保健指導実施結果総括表	目標値		15.0%	17.0%	19.0%	21.0%	23.0%	25.0%
				実績値	10.8%	23.6%	18.1%	14.2%	13.9%(参考値)		
対象者	概要										
	性・年齢										
	地区										
	その他										
	重点的対象者の設定										
ストラクチャー(体制)	概要	特定保健指導は、厚生労働省から示された手引き書類等により公開された特定保健指導実施機関の中から、東久留米市の実情を加味して選定した実施機関において実施します。対象者が2機関から選択できるように、東久留米市医師会と民間事業者へ委託している。									
	庁内	国民健康保険事業主管である保険年金課と特定健診・特定保健指導事業主管である健康課で連携			同様	同様	同様	同様	同様	同様	
	医師会	特定保健指導業務を東久留米市医師会へ委託			同様	同様	同様	同様	同様	同様	
	健診機関	東久留米市医師会の医療機関(年度により実施機関数は変動)			9医療機関	8医療機関	6医療機関	6医療機関	6医療機関	6医療機関	
	地域組織・団体										
	外部委託	特定保健指導業務を民間事業者へ委託			同様	同様	同様	同様	同様	同様	
	他事業										
	その他	特定保健指導対象者が参加できる集団講座の開催(食事・運動講座) 健康課直営									
効果的な事業にするための工夫	利用が容易になるよう、場所を市役所本庁舎とわくわく健康プラザの2ヶ所にし、土日・夜間に特定保健指導を実施。民間事業者を利用する場合は健康関連グッズをプレゼント。										

プロセス (方法)	概要	実施内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている内容とします。特定保健指導とは、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を導きだせるよう支援するものです。健康課題や優先順位を対象者と共に考え、行動目標を立てられるように実施します。(第三期特定健康診査等実施計画より)	・特定健康診査受診時の初回面接実施検討	・前年度の実績を踏まえた事業の改善	継続	継続	継続	・特定保健指導実施率の評価 ・初回面接と最終評価の別委託先による実施検討			
	周知方法	・特定健診結果説明時に、健診結果表にて特定保健指導の判定にしたがって特定保健指導の案内チラシを渡してもらう ・対象者には封書で利用券を郵送。2機関の各特色がわかるように、ちらし作成を委託し同封 ・健診のご案内に特定保健指導についても周知									
	時期	特定保健指導(初回面接)は、7月から翌年3月までに実施します。(第三期特定健康診査等実施計画より) 特定健診受診日から、約1ヵ月～1ヵ月半で利用券発送。									
	場所	特定保健指導は、厚生労働省から示された手引き書類等により公開された特定保健指導実施機関の中から、東久留米市の実情を加味して選定した実施機関において実施します。(第三期特定健康診査等実施計画より)									
	その他										
	効果的な事業にするための工夫	<p>【特定保健指導の今後の取り組み】 以下のような方法について検討、実施し、特定保健指導の実施率、効果の向上に取り組めます。(第三期特定健康診査等実施計画より)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取り組み項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内方法の改善</td> <td>健診受診から保健指導案内までの期間短縮を図る。 ・医療機関での健診結果説明時に、保健指導の案内・予約の勧奨等の実施を検討する。 ・保健指導案内書類の見直し。</td> </tr> <tr> <td>参加のための環境づくり</td> <td>健診受診時の初回面接実施、初回面接と最終評価の別委託先による実施等も検討し、より保健指導に参加しやすい環境づくりに努める。</td> </tr> </tbody> </table>	取り組み項目	内 容	案内方法の改善	健診受診から保健指導案内までの期間短縮を図る。 ・医療機関での健診結果説明時に、保健指導の案内・予約の勧奨等の実施を検討する。 ・保健指導案内書類の見直し。	参加のための環境づくり	健診受診時の初回面接実施、初回面接と最終評価の別委託先による実施等も検討し、より保健指導に参加しやすい環境づくりに努める。	・東久留米市医師会実施医療機関において、健診結果説明時に動機付け支援の初回面接を開始した。 ・動機づけ支援の支援期間を3ヶ月とした。 ・年度途中から委託による電話勧奨を開始	・委託による電話勧奨継続	・東久留米市医師会実施医療機関において、健診結果説明時に動機付け支援の初回面接に加え、積極的支援の初回面接を開始。初回面接終了後は市健康課で引き継ぎとした。 ・委託による電話勧奨継続
取り組み項目	内 容										
案内方法の改善	健診受診から保健指導案内までの期間短縮を図る。 ・医療機関での健診結果説明時に、保健指導の案内・予約の勧奨等の実施を検討する。 ・保健指導案内書類の見直し。										
参加のための環境づくり	健診受診時の初回面接実施、初回面接と最終評価の別委託先による実施等も検討し、より保健指導に参加しやすい環境づくりに努める。										

2 特定保健指導

(3) 生活習慣病予防対策

新規/継続	継続	重点事業
事業の目的	若年層を中心とした啓発活動やメタボ対策プログラムを実施し、特定健康診査対象年齢だけでなく、開始されるよりも前の年代から、自らの健康状態を理解してもらうとともに、疾病に対する意識づけを行う。	
実施内容	40歳代の対象者には年代に合わせた内容の案内や、他検診の予約や同時実施ができるように周知する。また、特定保健指導対象が参加する集団講座で生活習慣について周知していく。	

		評価指標	評価対象	評価方法	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
アウトカム	①40歳代（40～44歳）の受診率	40歳代（40～44歳）特定健診受診者（人）/40歳代（40～44歳）特定健診対象者数（人）	法定報告 特定健診・特定保健指導実施結果総括表	目標値	前年度から減少							
				実績値	30.9%	34.4%	32.9%	28.7%	11月に確定予定			
アウトカム	②週3回以上就寝前夕食の男性の割合	週3回以上就寝前夕食の男性（人）/男性受診者（人）	KDB	目標値	前年度から減少							
				実績値	22.7%	24.4%	23.8%	21.1%	21.4%（参考値）			
アウトカム	③週3回以上朝食を抜く男性の割合	週3回以上朝食を抜く男性（人）/男性受診者（人）	KDB	目標値	前年度から減少							
				実績値	13.5%	14.6%	15.0%	13.7%	14.3%（参考値）			
アウトカム	④1回30分以上の運動習慣なしの女性の割合	1回30分以上の運動習慣なしの女性（人）/女性受診者（人）	KDB	目標値	前年度から減少							
				実績値	50.4%	56.7%	57.7%	58.5%	58.2%（参考値）			
対象者	概要	①40歳から44歳までの東久留米市国民健康保険の被保険者が対象②③男性40歳から74歳の東久留米市国民健康保険の被保険者が対象。④女性40歳から74歳の東久留米市国民健康保険の被保険者が対象。										
	性・年齢											
	地区											
	その他											
ストラクチャー（体制）	重点的対象者の設定											
	概要	①若年層に特定健診に関心を持ってもらえるように個別通知を検討する。 ②③④「食事・運動講座」（集団講座）の場を利用する。										
	庁内	健康課特定健診係										
	医師会	東久留米市医師会										
	健診機関											
	地域組織・団体											
	外部委託											
	他事業											
プロセス（方法）	その他											
	効果的な事業にするための工夫	①特定健診を受診勧奨時で個別通知 ②③④「食事・運動講座」（集団講座）参加時										
	概要	①特定健診の受診勧奨時は年代に合わせた内容とする ②③④「食事・運動講座」（集団講座）で生活習慣病について周知する					・若年層に向けた疾病に対する意識づけの方法検討	検討	検討	・特定保健指導対象者以外にハイリスク者の集団講座参加の検討	・若年層健診の検討	・事業全体の評価と改善
	周知方法	①特定健診受診勧奨で個別通知 ②③④「食事・運動講座」（集団講座）参加時										
	時期											
効果的な事業にするための工夫	場所											
	その他	①同時に受けられるがん検診や他検診の検討 ②③④「食事・運動講座」（集団講座）に参加した方には一人ひとりに合わせた生活習慣改善の提案をする					・再勧奨ハガキを40歳代と50歳代の内容を分けて通知した。 ・40歳45歳女性には、骨粗しょう症検診の案内を同封し先行予約を可とする。			・40歳全員に年度末に翌年度のがん検診を含めた勧奨通知を発送した。		

2 特定保健指導

(4) 要医療者フォロー事業

新規/継続	継続	重点事業
事業の目的	血糖値が受診勧奨レベルにある者に対して重点的に受診勧奨及びモニタリングを行う。	
実施内容	当該年度の特定健康診査受診者のうち、非肥満で血糖値が受診勧奨レベルにある者に対して受診勧奨を行う。特定健康診査を実施した医療機関において、結果説明時もしくは電話にて受診勧奨する。その結果を健康課から医療機関に調査依頼し医療機関で未把握、未受診の者に対して、健康課でフォローする。	

		評価指標	評価対象	評価方法	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
アウトカム	要医療者フォロー事業対象者の減少率		昨年度の要医療者フォロー事業対象者の今年度健診で要医療者フォロー事業の対象でなくなった者の数(人) / 昨年度の要医療者フォロー事業対象者数(人)	保健衛生事業報告書	目標値				20%	25%	30%	
					実績値			25%	0%			
アウトプット	受診勧奨により治療を開始した人の割合(経過観察含む)		医療機関受診者数(人) / 要医療者フォロー事業対象者数(人)	保健衛生事業報告書	目標値		70%	72%	74%	76%	78%	80%以上
					実績値	69%	70%	76%	100%	100%		
対象者	概要	当該年度の特定健康診査受診者のうち、非肥満で血糖値が受診勧奨レベルにある者に対して受診勧奨を行う。 基準値：非肥満 BMI 25未満 かつ 腹囲が男性85cm未満・女性90cm未満 血糖値 空腹時血糖126以上 または HbA1c (NGSP) 6.5以上 ※糖尿病・高血圧・脂質異常に関する治療を行っている者は除く										
	性・年齢	性別は問わない、40～64歳。						・対象年齢の拡大について検討				
	地区	市内全域										
	その他											
	重点的対象者の設定											
ストラクチャー(体制)	概要	委託元である東久留米市健康課と、個別健診委託先である東久留米市医師会において実施体制の構築、連携を図る。										
	庁内	健康課特定健診係										
	医師会	東久留米市医師会										
	健診機関	東久留米市医師会の医療機関(年度により実施機関数は変動)										
	地域組織・団体											
	外部委託											
	他事業											
	その他											
効果的な事業にするための工夫	毎年、「特定健診等実施マニュアル」を作成し、特定健診開始前月に実施医療機関に向けた「特定健診等説明会」を実施している。その中で「要医療者フォロー事業」についても説明している。											
プロセス(方法)	概要	【スケジュール】 特定健康診査受診後、結果説明時もしくは電話にて医療機関から受診勧奨。 特定健康診査受診3ヶ月後に医療機関へ追跡調査依頼。医療機関で未把握、未受診の者に対して健康課でフォローする。				・実施方法の再検討	継続	継続	・対象疾患について検討	継続	継続	
	周知方法	対象者に対して医療機関から個別勧奨。										
	時期	特定健康診査受診後										
	場所											
	その他							単年度フォローとしていたが健康課で経過記録をとっていく。				
	効果的な事業にするための工夫							・医療機関との個々の事例等を積み重ねて協力体制を広げていく				

3 重症化予防

(1) 糖尿病性腎症重症化予防事業

新規/継続		継続	重点事業								
事業の目的		K D Bデータやレセプト等から糖尿病性腎症を発症するリスク、進行するリスクの高い方に対し、個別プログラムにより生活習慣改善に取り組むことで重症化予防を図る。									
実施内容		対象者に対し、医療機関への受診を勧奨し、保健指導プログラムを受けることを勧誘する。 希望する方に対しては、保健師、看護師、管理栄養士の資格を有する者が面談の上、保健指導プログラムを実施する。 受診勧奨後、医療機関への受診が見受けられない方に対し架電による再勧奨を実施。									
		評価指標	評価対象	評価方法	2016(H28)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
アウトカム	腎不全（透析あり）レセプトのある被保険者数の対前年度増減率	腎不全（透析あり）	K D Bシステムによる時点比較	目標値	実施内容検討の際に合わせて検討				± 0	± 0	± 0
				実績値	-		-3.8%	-0.8%	± 0		
アウトプット	保健指導プログラムの完了率	保健指導プログラム実行者	事業報告書	目標値	実施内容検討の際に合わせて検討				100%	100%	100%
				実績値	-	-	100%	100%	75%		
対象者	概要	K D Bシステムを利用し、前年度特定健診受診者のうち下記に該当する方で、レセプト情報等により他に治療を優先すべき傷病が無い方									
	性・年齢	性別問わず、受診勧奨に関しては、当該年度末で75歳未満の方、保健指導プログラムについては当該年度末で74歳未満の方									
	地区	市内全域									
	その他	・eGFRが45ml以上60ml以下 ・HbA1cが6.5%以上 空腹時血糖・随時血糖が受診勧奨判定値以上								HbA1cが6.2%以上	
	重点的対象者の設定										
ストラクチャー (体制)	概要	保険年金課国民健康保険係にて事務を取り扱い、事業の実施にあたっては、対象者の基準作成については市医師会所属医師協力の基作成し、事業実施前には市医師会へ説明を行っている。保健指導プログラムの参加にあたってはかかりつけ医の同意（運動・食事制限等の情報共有含む）を得た上で実施し、保健指導プログラムは民間事業者に委託することにより実施。実施後には、かかりつけ医へ事業報告書を提出し情報共有している。東京都糖尿病医療連携協議会及び北多摩北部医療圏糖尿病ネットワーク検討会へ当事業の報告を行い助言を得ている。									
	庁内	保険年金課国民健康保険係									
	医師会等	東久留米市医師会									
	健診機関										
	地域組織・団体										
	外部委託	民間事業者									
	他事業										
	その他	東京都糖尿病医療連携協議会 北多摩北部医療圏糖尿病ネットワーク検討会									
効果的な事業にするための工夫											
プロセス (方法)	概要	対象者に対して個別に通知している。				・実施方法の検討 ・受診勧奨実施	継続 ・保健指導プログラム実施	継続	継続	継続	継続
	周知方法	郵送による文書送付にて周知									
	時期	毎年6月									
	場所										
	その他	【糖尿病重症化予防対策】 血糖値が受診勧奨レベルにある者に対して重点的に受診勧奨及びモニタリングを行い、糖尿病性腎症の発症を予防する。（第三期特定健康診査等実施計画より）									
効果的な事業にするための工夫	受診勧奨通知において、糖尿病及び同症による腎症が生活にどのような支障をもたらすかを記載し、各被保険者の意識醸成を行っている。								プログラム中断に至る前に、市職員が数回訪問し、状況を確認した。		

4 その他

(1) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進

新規/継続		継続	重点事業								
事業の目的		ジェネリック医薬品の普及促進を行うことで、被保険者の負担軽減及び医療費適正化による保険財政の適正化を図る。									
実施内容		ジェネリック医薬品差額通知による利用勧奨									
		評価指標	評価対象	評価方法	2016(H28)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
アウトカム	後発医薬品の使用割合 (数量ベース)	使用割合	事業報告書の集計による (11月時点)	目標値		60%	61%	62.0%	71.5%	72.0%	72.5%
				実績値		69%	70.7%	73.2%	73.2%		
アウトプット	差額通知件数	差額通知件数	事業報告書の集計による	目標値					2,500件	2,500件	2,500件
				実績値				2,991件	2,578件		
対象者	概要	調剤レセプトを分析し、後発医薬品が存在する薬剤を処方されている方を対象としている がんその他特殊疾病に使用される医薬品等は除く									
	性・年齢	性別問わず20歳以上の方									
	地区	市内全域									
	その他	送付を希望しない方へは送付しない									
	重点的対象者の 設定										
ストラクチャー (体制)	概要	保険年金課国民健康保険係にて事務を取り扱い、調剤レセプトの分析及び差額通知を民間事業者へ委託している。									
	庁内	保険年金課国民健康保険係									
	医師会等	東久留米市医師会、東久留米市歯科医師会、東久留米市薬剤師会									
	健診機関										
	地域組織・団体										
	外部委託	民間事業者									
	他事業										
	その他	東京都国民健康保険団体連合会									
効果的な事業にする ための工夫											
プロセス (方法)	概要	対象者に対して個別に通知している。					花粉症に特化した 通知を開始				
	周知方法	郵送による文書送付にて周知									
	時期	6月から11月に月1回送付、花粉症に特化した通知を1月に送付									
	場所										
	その他										
	効果的な事業にする ための工夫								品薄状態に伴う、問 合せに丁寧に対応し た。		

4 その他

(2) 重複・頻回受診対策

新規/継続		継続	重点事業	●							
事業の目的		重複投薬による大量服薬など、被保険者の健康被害の防止及び、医療費適正化による保険財政の健全化を図る。									
実施内容		K D B データを活用し、同一月に同一薬剤を複数の医療機関で処方されている方に対し、適切な服薬を促す通知を行う。									
		評価指標	評価対象	評価方法	2016(H28)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
アウトカム	通知したことによる対象者の重複投薬の減少	対前年度増減率	K D B システムによる時点比較	目標値					-20%	-20%	-20%
				実績値				-2%	±0		
アウトプット	適切に対象者を抽出し、通知書の送付を行う	通知送付割合	集計による	目標値		50件	実施方法の再検討の際に検討		100%	100%	100%
				実績値		10件	6件	6件/100%	7件/100%		
対象者	概要	同一月に同一薬剤を複数の医療機関で処方されている方									
	性・年齢	性別、年齢問わず						高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた検討			
	地区	市内全域									
	その他										
	重点的対象者の設定										
ストラクチャー(体制)	概要	保険年金課国民健康保険係にて事務を取り扱い、対象者抽出、通知作成、通知書発送を行う。									
	庁内	保険年金課国民健康保険係						介護福祉課・健康課・保険年金課後期高齢者医療制度係			
	医師会										
	健診機関										
	地域組織・団体										
	外部委託										
	他事業										
	その他										
効果的な事業にするための工夫	服薬情報（病院の名称、薬剤の種類、数量など）や重複投薬のパンフレットを同封することで、適切な服薬を促す。										
プロセス(方法)	概要	対象者に対して個別に通知している。									
	周知方法	郵送による文書送付にて周知									
	時期	3月と9月の年2回送付。									
	場所	保険年金課									
	その他										
効果的な事業にするための工夫											

薬科大学や市薬剤師会との連携を図り抜本的な事業の見直しの検討を始めていく。

4 その他

(3) 健康増進・サポート事業（ICTを活用した個別性の高い情報提供サービス）

新規/継続		継続	重点事業								
事業の目的	被保険者に対し、生活習慣病予防のための情報提供、動機付けを行い、健康寿命の延伸を図る。										
実施内容	民間事業者のICTによる情報提供サービスを利用し、東久留米市国民健康保険加入の18歳以上の方を対象にICTを活用したポピュレーションアプローチを行う。										
	評価指標	評価対象	評価方法		2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
アウトカム				目標値							
				実績値							
アウトプット	登録者数 ※2018は前システムの値			目標値	前年度値より増加						
				実績値		802人※	263人	333人	383人		
対象者	概要	18歳以上の東久留米市国民健康保険の被保険者が対象。									
	性・年齢										
	地区										
	その他										
	重点的対象者の設定										
ストラクチャー (体制)	概要	民間事業者に運用を委託し実施。									
	庁内	国民健康保険事業主管である保険年金課と特定健診・特定保健指導事業主管である健康課で連携									
	医師会	特定健診の案内時にチラシを同封、また健診結果説明時に医療機関においてもチラシを配付									
	健診機関										
	地域組織・団体										
	外部委託	民間事業者に運用を委託									
	他事業										
	その他										
効果的な事業にするための工夫	特定健診の案内と医療機関での結果説明時の複数回チラシを配付することでより事業を周知。市民みんなのまつり等のイベントにおいても事業周知を図っている。										
プロセス (方法)	概要	毎月国保資格データと健診結果データを同社に渡し、利用者データを作成。被保険者は新規登録し、被保険者の番号や氏名等で認証し、利用が可能となる。特定健診結果は自動的に取り込まれ、視覚的に健診結果を確認することができる。また、歩数やがん検診の受診等によりポイントが付与され、貯まったポイントを利用して様々なグッズ等と交換が出来る。			・ICTを活用したポピュレーションアプローチの実施方法の再検討・実施	・継続	・継続	・継続	・継続	・継続	
	周知方法	市ホームページ、広報、特定健診案内時・医療機関における健診結果説明時・特定保健指導案内時のチラシ配付、市民みんなのまつり等のイベント、保険年金課・健康課窓口、検診車での検診待合時のブース設置等									
	時期										
	場所										
	その他										
効果的な事業にするための工夫	イベント等においては、ポイント交換商品一覧のチラシも配付し、利用することで交換できる商品を視覚的に周知している。										

4 その他

(4) がん検診

新規/継続		継続	重点事業									
事業の目的		がんの早期発見・早期治療										
実施内容		国の指針に基づき、5がん（胃、肺、大腸、子宮頸、乳）検診について実施し、市民の健康増進を図る。										
		評価指標	評価対象	評価方法	2016 (H28)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
アウトカム					目標値							
					実績値							
アウトプット		各がん検診受診率		とうきょう健康ステーションでの公開値	目標値	現状では、対象者に国民健康保険加入者以外も含まれているため、国の目標値を参考にしつつ検討を行う (いずれも前年度値より増加)						
					実績値	胃：3.8% 肺：1.1% 大腸：32.5% 子宮頸：13.2% 乳：21.6%	胃：3.7% 肺：0.9% 大腸：29.9% 子宮頸：12.2% 乳：17.5%	胃：3.4% 肺：0.9% 大腸：28.9% 子宮頸：12.2% 乳：18.3%	胃：3.4% 肺：0.8% 大腸：27.4% 子宮頸：10.9% 乳：16.0%			
対象者	概要	胃・肺・大腸がん検診は年度末時点で40歳以上の方、子宮頸がん検診は12月31日時点で奇数年齢かつ20歳以上の方、乳がん検診は12月31日時点で奇数年齢かつ40歳以上の方										
	性・年齢											
	地区											
	その他											
重点的対象者の設定												
ストラクチャー (体制)	概要	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん検診 … 委託により検診車でバリウム検査を実施 肺がん検診 … 東久留米市医師会委託により医療機関にて胸部レントゲン検査及び喀痰検査（一部の方）を実施 大腸がん検診 … 東久留米市医師会委託により医療機関にて便潜血検査を実施 子宮頸がん検診 … 東久留米市医師会委託により医療機関にて頸部細胞診検査等を実施 乳がん検診 … 委託により医療機関及び検診車にてマンモグラフィー検査等を実施 										
	庁内											
	医師会	一部の健診を東久留米市医師会に委託										
	健診機関	一部の健診を健診機関に委託										
	地域組織・団体											
	外部委託											
	他事業											
	その他											
効果的な事業にするための工夫		大腸がん検診においては、特定健康診査と同時受診が可能。また、乳がん検診の検診車は女性スタッフのみの対応で受けやすい環境を構築。										
プロセス (方法)	概要	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん検診 … 広報で募集、はがき、電子申請による申し込み受付。 肺がん検診 … 医療機関に直接電話申し込み。 大腸がん検診 … 医療機関に直接電話申し込み。 子宮頸がん検診 … 医療機関に直接電話申し込み。 乳がん検診 … 広報で募集、はがき、電子申請による申し込み受付。 					がん検診の実施	継続	継続	継続	継続	継続
	周知方法	市ホームページ、広報等により周知										
	時期											
	場所											
	その他											
効果的な事業にするための工夫												

